

平成二十九年十二月十五日受領
答弁第一〇五号

内閣衆質一九五第一〇五号

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員中谷一馬君提出デートレイプドラッグによる性犯罪・性暴力被害に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出デートレイプドラッグによる性犯罪・性暴力被害に関する質問に対する答

弁書

一について

お尋ねの「デートレイプドラッグ」の具体的な範囲が明らかではなく、お答えすることは困難である。

二及び三について

犯罪の成否については、収集された証拠に基づき個別に判断されるものであるため、一概にお答えすることは困難であるが、警察庁においては、都道府県警察に対し、性犯罪捜査において、薬物の使用が疑われる場合も含め、必要な証拠の収集に努めるなど、適切に対応するよう指導しているところである。政府としては、引き続き、性犯罪捜査が的確に行われるよう、その捜査方法の工夫改善に努めてまいりたい。

四について

政府としては、薬物を使用した性犯罪・性暴力を未然に防止するためには、薬物を使用した性犯罪・性暴力の被害に遭う危険性を広く国民に周知することが重要であると認識しており、国民に対する広報啓発に努めてまいりたい。また、性犯罪・性暴力の被害に遭われた方々に対する適切な支援が行われるよう、

引き続き、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するなどの取組を行ってまいりたい。